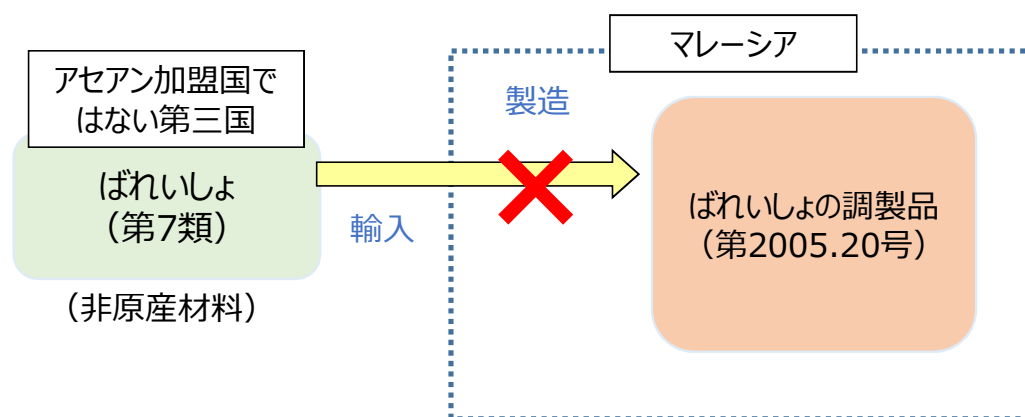


産品名	ばれいしょの調製品	HS番号	第2005.20号（HS2002）
協定名	日マレーシア協定	特惠符号 (申告時の原産地証明書の記載)	A（完全生産品）
品目別規則	第2005.10号又は第2005.20号の産品への他の類の材料からの変更（第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第7類のばれいしょを使用していることが判明。当該第7類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではないことから、品目別規則を満たさない。したがって、日マレーシア協定上のマレーシア原産品と認められない。		



品目別規則を満たすための要件

非原産材料のばれいしょは、**アセアン加盟国である第三国で収穫等されていることが必要**